

令和8年度 保育園・認定こども園(保育部)等の利用案内

この案内には、菊川市における保育所等の教育・保育給付認定申請、利用申請に関する手続、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで申請してください。この案内の保育所等とは

①認可保育園、②認定こども園（保育部）③小規模保育事業等の施設・事業の事です。

【募集の概要】

令和8年度（令和8年4月～6月）の入所を希望する方

◎相談期間

9月1日（月）～9月30日（火）※土日祝日は除く

◎受付期間（第一期選考対象期間）

10月1日（水）～10月15日（水）※土日祝日は除く。

※ 第一期選考対象期間終了後から令和8年1月9日まで受付しますが、第二期選考（第一期選考期間で希望の園に入所ができず、希望園を変更した方と同等）として利用調整を行います。

◎受付時間

午前8時30分～午後4時30分

※ 期間中の水曜日は午後6時30分まで受付します。

◎申請場所

菊川市こども政策課（プラザけやき内：菊川市半済1865番地）

- ※1 申込受付期間は申込手続き優先のため、申請書の記入方法等のご質問は上記相談期間にお願いいたします。
- ※2 受付期間中に受付した申込みのうち、入所希望月が4月～6月のものは第一期選考として利用調整（入所選考）します。
- ※3 入所希望月が7月以降の申込みは、入所希望月の3か月前の月に利用調整を行い、概ね2か月前までに利用調整結果を通知します。
- ※4 上記期間後も入所申込みは随時受付しておりますが、入所希望月が後になるほど、保育所等の受入可能人数に余裕がなくなるため、希望に添えない場合が多くなります。
- ※5 いずれの時期の申込みも、全体の申込み状況や保育所等の受入可能人数、申込者間の「保育の必要性の高さ」などにより、利用をお待ちいただく場合があります。
- ※6 受付時間について、午後0時から午後1時や水曜日の午後5時から午後6時30分の間は、対応職員が減少するため受付に時間を要する場合があります。

※年齢別クラスは令和8年4月1日時点の児童の年齢で判定します。

歳児（歳児別クラス）	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

お問い合わせ先

こども未来部 こども政策課 幼保こども園係

住所 〒439-0019 菊川市半済1865番地 電話 0537-37-1131

1 (重要) はじめに確認していただきたいこと

保育所等は保護者が何らかの理由で、お子さんを保育できない場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設です。そのため家庭で保育が可能な方や育休の延長を希望する方の保育所等の申込受付は行っておりません。

国で定められた基準により運営されており、保育所等の入所に関しても様々な約束事があります。保育所等に入所した場合は、保育所等の約束事を守っていただくことになります。

(1) 保育所等の見学について

可能であれば申請前に利用希望の保育所等を見学し、利用が決まった場合に通えるか条件等を確認してください。見学をする際は、保育所等へ直接お問い合わせください。

(2) 慣らし保育について

家庭から保育所等への突然の環境変化により、お子さんに多大なストレスがかからないように「慣らし保育」(2週間程度)が行われます。慣らし保育は、原則、利用開始日より前に行うことはできませんので、家族や勤務先等に相談のうえ、対応をお願いいたします。

(3) 利用調整(入所選考)について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日(第一期基準日:令和7年10月15日)時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。基準日以降に保護者の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど、世帯状況の変更又はその可能性があるときは、こども政策課へ必ずご相談ください。令和7年10月15日までに受付した申込みのうち、入所希望月が4月~6月のものを第一期選考対象として利用調整(入所選考)します。なお、令和7年10月16日から令和8年1月9日に申し込まれた方は第二期選考対象として利用調整(入所選考)します。入所希望月が7月以降の申込みは、入所希望月の3か月前の月の中下旬より利用調整を行い、概ね2か月前までに利用調整結果を通知します。

(4) 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんなど、特別な支援(医療的ケアなど)が必要な場合には、申請前にこども政策課へ必ずご相談ください。

また、お子さんの心身の状況や発達について気がかりな点やご心配がある場合は、申請書類の該当欄に記入してください。

(5) 病後児保育について

病後児保育は、「小笠北認定こども園」で実施いたします。市内に在住し保育所等に通われている1歳から小学校入学前の児童が利用でき、利用には事前登録が必要になります。希望される場合は小笠北認定こども園へご連絡をお願いいたします。

(6) 申請時と世帯状況等が変わった場合

入所後において、申請時と世帯状況等が変わった場合は、教育・保育給付認定変更認定申請書・教育・保育給付認定申請内容変更届に加え、要件に応じた添付書類を提出してください。

※保育の必要量や保育料等、認定の変更が生じるものは教育・保育給付認定変更認定申請書、住所変更等、認定の変更が生じないものは教育・保育給付認定申請内容変更届をご提出ください。

※「保育を必要とする事由」等に該当しなくなった場合は、退所となります。

※変更により保育料等が変わる場合は、申請月の20日までに提出したものに限り、翌月1日から反映されます。

(7) 追加情報について

この利用案内に掲載が間に合わなかったものについては、随時菊川市ホームページ等で情報提供しますので、ご注意ください。

2 手続きの流れ

(10月の一斉申込みの場合 = 令和8年4月～6月に入所希望の方)

※保育所等の見学や事前相談	入所を希望する保育所等の園内自由見学会に参加する等して、入所後の条件等を確認
1 教育・保育給付認定申請及び ↓ 入所申込み (10月1日～15日)	申請書及び就労証明書等の書類を準備の上、書類一式を申込期間内(10月1日～15日)に提出してください。
2 認定決定 ↓ (11月末まで)	受付した申請書をもとに、認定証を郵送します。
3 利用調整(入所者の選考) ↓ (11月～1月中旬頃)	保護者の就労状況や保育所等の状況により利用調整を実施します。
4 利用調整結果の通知 ↓ (利用承諾書) (1月下旬～2月上旬頃)	利用承諾書を郵送にてお知らせします。 ※広域入所を希望される方は、通知の時期が異なります。
5 入所決定 ↓ (2月下旬～3月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 利用承諾書発送後、保育所等入所準備のため、保護者等との面談や入所に必要な手続きを行います。(各保育所等で実施するため、時期が前後することがあります。) 市より利用者負担額(保育料)決定通知を郵送します。
6 入所開始	令和8年4月1日、5月1日、6月1日から入所となります。
※利用調整結果の通知 (保育所等入所保留通知書)	<ul style="list-style-type: none"> 入所できない方には、初回のみ保育所等入所保留通知書を郵送にてお知らせします。 申込みは令和8年4月～令和9年3月まで有効です。(求職活動の場合は、有効期間が3か月です。) 申込みを取り下げの場合や希望保育所を変更(追加)する場合はこども政策課までご連絡ください。

【留意事項】

(1) 認定決定

申込み後、菊川市で審査した結果、保育を必要とする事由に該当する方には教育・保育給付認定証(支給認定証)を送付します。(入所決定の通知ではありません)

(2) 利用調整(入所者の選考)

菊川市が各保育所等と入所審査・調整を行い、保育所は、市が入所者を決定します。認定こども園、小規模保育事業所の場合は、菊川市が利用調整を行い、各園が入所者を決定します。

※受け入れ可能人数に対し申請過多の場合は、保護者の勤務時間など、保育を必要とする理由で優先度が高い順に入所決定を行います。

優先度	保護者就労状況等	労働時間・日数	世帯の状況	所得の状況
高い ↑ ↓ 低い	常勤就労者 非常勤就労者 就労内定者 就労未定者	長い・多い 短い・少ない	両親がいない ひとり親 保護者と児童のみ 保育できる親族と同居等	所得が低い 所得が高い 滞納がある

※入所希望者が多数のため、入所できない場合や希望する保育所等へ入所できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

3 保育所等の入所申込の基準

次のいずれにも該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に申込みすることができます。

- (1) 0歳（概ね生後6か月）から就学前の児童であること。
- (2) 保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること。
- (3) 原則、菊川市内に住所を有すること。

「保育を必要とする事由」

事由	保護者の状況	保育必要量
就労	就労している（就業形態を問わない）場合 （原則、1か月64時間以上の勤務を要する）	標準時間又は短時間
求職活動	求職活動（起業準備も含む）を継続的に行っている場合 （入所月から3か月以内に就業することが条件）	短時間
妊娠・出産	出産前後の期間で、保育を必要とする場合 （出産予定月の前々月の初日から、出産後8週間経過した日の属する月の末日までの間）	標準時間（希望により短時間も可）
災害復旧	自然災害等により居宅を失ったりして、復旧に当たっている場合	
疾病等	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合	標準時間又は短時間
看護・介護	親族を介護や看護する場合	
就学	大学や職業能力開発校等に通学している場合	

【保育必要量と保育利用時間】

保育必要量が「保育標準時間（最長11時間）」「保育短時間（最長8時間）」のどちらの区分で認定されているかによって、保育所等の利用時間帯が異なってきます。保育所等によって開所時間帯及び保育時間帯が異なりますので保育所等にお問い合わせいただくか、10・11ページの保育所等一覧表でご確認ください。

※保育必要量の保育標準時間は、月120時間（週30時間）以上の就労・就学等で保育を必要とする場合に認定されます。

【育児休業取得中の方】

育児休業取得中の方は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育所等の申請はできませんが、入所希望月の翌月1日までに復職できる場合には、申請することができます。また、入所決定した場合には「復職日から2週間以内」に復職証明書をこども政策課に提出してください。復職されない場合や復職証明書の提出がない場合は、退所となります。



4 入所申込に必要な書類等

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（保育台帳）
- (2) 児童の状況等調査
- (3) 誓約書兼承諾書
- (4) 令和8年度保育所等入所申請書類確認票
- (5) 保育の必要性を確認する書類
- (6) その他、特別な「保育を必要とする事由」の場合は、市が指定する書類
- (7) 申請者及び保護者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- (8) マイナンバーが分かるもの（申請者・申請者の配偶者（パートナーを含む）申込児童分）

※全ての書類をそろえてご提出ください。不備の場合は受付できません。

5 必要書類（提出書類）の注意事項

(1) 「4 入所申込に必要な書類」(1)～(4)について

- ・入所希望児童1名につき各1枚必要となります。
- ・希望保育所の記入は第3希望までとなります。待機となった後等、希望園の変更（追加）をしたい場合、別途指定の変更届を提出していただきます。

市では、ご記入いただいた希望保育所等の全園で、入所できるかの利用調整を行います。ご記入のない保育所等の利用調整は行わないためご了承ください。

なお、利用調整により保育所等が決定した後、「第1希望ではない」「送迎が難しい」等の理由で入所を辞退されることは、他の申込者や保育所等にご迷惑がかかりますので、必ず実際に通園可能な保育所等をご記入ください。

また、利用決定後の利用希望月変更は「決定取下げ」となりますので十分ご検討いただいた上で申請してください。

(2) 「4 入所申込に必要な書類」の(5)について

- ・入所希望児童が複数いる場合や既に在園している兄や姉の現況届を作成する場合は、**一番上の子の書類に原本を添付し、下の子の書類に写しを添付**してください。
- ・入所希望児童の保護者（基本的に父母）は必ず「保育の必要性を確認する書類」が必要です。
- ・入所希望児童と同居所に65歳未満の祖父母がいる場合、「保育の必要性を確認する書類」の提出をお願いしています。提出がない場合、入所優先度が下がりますのでご了承ください。

保育を必要とする理由	保育の必要性を確認する書類（証明書）
家庭外労働（会社員等）	就労証明書 ※就労先（就労内定先）にて記載・証明をお願いします。
家庭内労働（自営業等）	自営業・農業等従事者申告書 + 自営・会社経営の証明書の写し（確定申告書1・2表、営業許可証等） ※証明が必要となる人の氏名が確認できるページの写しを添付。確認できない場合、給与証明書等の添付をお願いします。
求職活動	求職活動申告書兼誓約書 + ハローワークカードや民間職業紹介所を利用していると証明できるもの
妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※保護者の名前と出産予定日が記載されたページの写し
災害復旧	罹災証明書
疾病・障がい等	申立書 + 医師の診断書若しくは障害者手帳等
親族の介護等	申立書 + 介護が必要となる証明書の写し（障害者手帳、医師の診断書等）
就学	申立書 + 在学証明書及びカリキュラム

※「医師の診断書」は必要な療養期間、日常生活への程度を記載してもらってください。

(3) 転入（予定）者について（必要な書類等）

【申込期間】

- ・転入者の申込期間は、市内在住者と同様に令和7年10月1日(水)から10月15日(水)となります。現在お住いの市町村の申請期間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・なお、申請は、お住いの市町村を通じて手続きをお願いいたします。

【入所調整】

- ・添付書類等で転入先の住所等が確認でき、かつ、入所希望日の前日までに菊川市に転入されることを条件に市内在住者とみなし、入所調整を行います。
- ・このため、入所決定後、入所希望日の前日までに菊川市に転入されない場合は不承諾となる可能性があります。

【課税証明書】

- ・保育料は、保護者の市民税所得割額をもとに算定されます。マイナンバー制度の情報連携を運用中ですが、課税証明書の提出が必要な場合があります。
- ・※令和7年1月2日以降、菊川市に住民登録されていない方（単身赴任等）

6 保育料について

(1) 決定方法について

- ・保育料は、入所希望児童の保護者（父母等）の市民税所得割課税額の合算により算定します。
- ・祖父母と同居している世帯で、保護者（父母等）の市民税の課税が無い場合、祖父母の市民税所得割課税額により算定します。
- ・未申告世帯等の場合、算出根拠となる課税資料がなく正確な算定が出来ないため、最高額の保育認定使用料を納めていただきます。
- ・保育料を算定する市民税額は、配当控除、外国税額控除、住宅取得(等)特別控除、住宅耐震改修特別控除、配当割、株譲渡割及び寄付金控除が、控除される前の金額を用います。
※定額減税反映後の市民税額を用いて算定します。
- ・保育料は月額で決定しており、都合により欠席した場合や月の途中で退園した場合も保育料は変わりません。

(2) 保育料の算定について

- ・4月分～8月分の保育料は、令和7年度の保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。
- ・9月分～3月分の保育料は、令和8年度の保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の税額に基づく保育料					令和8年度の税額に基づく保育料						

3歳児から5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により、保育料は無償になります。

※給食費・教材費等は、別途園から徴収されます。

(3) 保育料の支払いについて

- ・保育料の支払いは、口座振替での支払いをお願いしております。
- ・口座振替の登録は、指定金融機関で行います。詳細は入所承諾通知書と併せてお知らせいたします。
- ★「口座振替納付書・自動振替利用申込書」の納付義務者は、保育所申込書の申請者（保護者）氏名欄に記載した方としてください。
- ・兄弟姉妹が保育所等に入所しており、既に登録済みの口座振替から納入を希望される方は、新たに手続きする必要はありませんが、保護者登録が上の子→父、下の子→母の場合等、保護者が違う場合再度の手続きが必要となる事があります。
- ・口座振替は毎月末日ですが、末日が休業日の場合には前日の営業日になります。
- ・私立の認定こども園・小規模保育事業所は、直接園に保育料の支払いを行います。園によっては保育料と併せて、諸費用の支払いをお願いすることがあります。

(4) 保育料の変更等について

- ・保育料の変更は申請が必要です。結婚や離婚等により家族構成の変更があった場合にも保育料が変更となることがあります。
- ・算定基礎となった税額の修正や更正があった場合、保育料が変更となることがあります。
⇒世帯構成の変更や、税額の修正、更正があった場合には、速やかにこども政策課までご連絡ください。

参考

令和7年度保育認定使用料（保育料（0歳から2歳））

世帯階層区分		徴収基準月額			
階層区分	定義 (市民税所得割課税額)	保育標準時間 (11時間の保育が可能)	保育短時間 (8時間の保育が可能)	ひとり親家庭 世帯等	
				標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	
第2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	
第3	24,300円未満	10,600円	10,500円	5,300円	5,250円
第4	48,600円未満	11,000円	10,900円	5,500円	5,450円
第5	72,800円未満	21,900円	21,600円	9,000円	
ひとり親家庭世帯等	77,101円未満			9,000円	
第6	97,000円未満	22,700円	22,400円		
第7	133,000円未満	35,000円	34,500円		
第8	169,000円未満	36,400円	35,800円		
第9	235,000円未満	44,400円	43,700円		
第10	301,000円未満	46,100円	45,400円		
第11	397,000円未満	50,000円	49,200円		
第12	397,000円以上	55,000円	54,100円		

※ ひとり親家庭世帯等とは主に、ひとり親家庭世帯・生活保護世帯・在宅障害児（者）のいる世帯となります。

※ ひとり親家庭世帯等を認定するにあたり書類の提出が必要になる場合があります。

【保育認定使用料算定方法について】児童の父母が支払っている市民税所得割課税額の合算により決定します。父母のいずれかに市民税所得割課税額がある場合は、同住所の親族（児童の祖父母など）がいても算入しません。

●例外●児童の父母に所得がなく、かつ同住所の親族がいる場合は、最も収入がある方の市民税課税状況等により算出します。また、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため正確な算定が出来ません。未申告の状態が続く場合には児童の年齢の最高額の保育認定使用料を納めていただきます。

○ 保育認定使用料の負担軽減について

兄弟等がいる世帯の場合（多子軽減）

【原則】小学校入学前までの間で保育所等に通園している兄弟姉妹がいる場合、保育認定使用料は最年長の児童から順に2人目は半額となります。



★世帯年収が約360万円未満の場合★
市民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親家庭世帯等の場合は77,101円）の場合は小学生以上の兄弟等もカウント対象となります。
また、市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親家庭世帯等の場合は、年齢に関わらず第1子の保育認定使用料が表の通りとなり、第2子以降の保育認定使用料が無料となります。

※大学進学等で別居中の在園児童の兄弟がいる場合は、こども政策課へお知らせください。

【菊川市独自の保育認定使用料軽減について】

第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関わらず第3子以降の保育認定使用料が無料となります。

※第1子、第2子が社会人の場合は該当しません（扶養内を除く）



Q1 4月～6月入園希望者が、申込期間中に申し込んだ場合、4月・5月・6月では4月入園希望者が優先されますか？

A. 4～6月の希望月での優先はありません。4月・5月・6月どの月で申し込みをしても同じ扱いとなります。

Q2 申込期間中は、早く申込書を提出された方が優先されますか？

A. 申込期間中でしたら、どの日に申込書を提出されても同じ扱いとなります。

Q3 申込書の申請者（保護者）は父親・母親どちらでもいいですか？

A. 原則どちらでもかまいませんが、申請者（保護者）が保育料等の納付義務者となります。

Q4 現在育児休暇中ですが、4月から子どもを保育園に預けたい場合は、職場復帰はいつまでにしなくてははいませんか？

A. 入園月の翌月1日までに職場復帰となりますので、4月入園の場合は5月1日までに職場復帰をしていただくようになります。

※職場復帰後2週間以内に復職証明書を提出していただきます。

Q5 慣らし保育は入園月より前に行うのですか？

A. 慣らし保育は入園月から行います。そのため、育休復帰の方の場合は、入園月の翌月1日までの復帰を認めています。

Q6 申込書に第3希望まで書かなくてははいませんか？

A. 1園のみの記入でもかまいません。しかし、その園以外の入園調整はされなくなります。

Q7 申込書に第1希望園しか書かなかった人の方が優先されますか？

A. 優先はありません。点数順での決定となります。

Q8 住民票上は同居しているが、実際は別居している家族がいる場合、就労証明書の提出は必要ですか？

A. 原則として、住民票上同居所に住んでいる父母及び65歳未満の祖父母については、就労証明書等の提出をお願いしています。特別な理由がない限り、提出のない場合は入所選考点数の減点となる可能性があります。

Q9 書類が申込期間中に間に合わない場合はどうしたらいいですか？

※就労証明書が県外本社での記入となり、手元に届くのに時間がかかるなど…

A. 特別な理由がない限り、第二期選考（第一期選考で残った枠での調整）になります。書類は全てそろわないと受理されないため、早めのご準備をお願いします。

Q10 マイナンバーカードの取得に時間を要し、受付期間に間に合わない場合や用意できない場合はどうしたらいいですか？

A. マイナンバーカードに代わる書類等として、「個人番号が記載された通知カード」、「個人番号が記載された住民票」、「個人番号が記載された個人番号通知書※」で代替が可能です。
※令和2年5月25日以降に生まれたお子様には、国から個人番号が示された通知書を送付されております。

Q11 育休復帰後は時短勤務を考えていますが、就労証明書は時短勤務の時間で記入しなくては行けませんか？

A. 短時間勤務取得前の現状の勤務時間での記入・入園調整となります。

Q12 市外園を希望する場合はどのようにしたらいいですか？

A. 菊川市に住所がある方で、市外園を申し込まれる場合は、菊川市に菊川市の様式で申込書を提出してください。ただし、希望園のある市区町村の申込期間中の提出をお願いします。
※市区町村により指定様式のみ提出が求められる場合もありますので、ご相談ください。

Q13 子どもの父・母両方ともフルタイムで働いている場合は、必ず保育園に入れますか？

A. 点数順での選考となるため、待機となる場合もあります。

Q14 きょうだいは必ず同じ園での入園となりますか？

A. 点数表での加点はありますが、違う園となる場合もあります。同じ園のみを希望される場合は、申込書に記入箇所がありますので、ご記入をお願いします。

Q15 申込期間中に母親が求職活動で申込みをし、入園決定がされる前に就職が決まった場合、就労証明書を提出すれば、どこか保育園に入れるようになりますか？

A. この場合、就労の点数化は第二期選考からとなるため、待機となる場合があります。

Q16 第1～第3希望園全てに入れなかった場合、どうしたらいいですか？

A. 待機となってしまった方については、入所保留通知に現在空きのある園の情報を同封し、その園に対する第二期選考の案内をしています。その園に申込をされるかご家族で決めていただくようになります。

Q17 3歳児（年少クラス）で入園できないこともありますか？

A. 保育園、認定こども園（保育部）の3歳児クラスであっても、2歳児クラスからの持ち上がり者が多く、新規枠が少ないため、待機となることがあります。
認定こども園（幼稚部）で預かり保育を実施している園が多数ありますので、3歳児クラス以上の方は併願もお考えください。

Q18 7月以降の入園希望の申込書はいつ提出すればいいですか？

A. 「保育園・認定こども園（保育部）等の利用案内」最終頁に申込締切日を記載しています。

Q19 申込書提出後、勤務状況（退職したなど）、家族構成等に変更があった場合は、どうしたらいいですか？

A. こども政策課に変更申請書の提出をしていただきます。入園決定後に仕事を退職した場合は、入園の取消となる場合があります。

Q20 公立園と私立園で保育料の違いはありますか？

A. 保育料については、市の条例で定められているため、同じ料金となります。しかし、教材費、行事費、延長保育料や3歳児クラスからの給食費等については各園で違いがあります。

Q21 入所決定後に「保育を必要とする事由に該当しなくなった」場合どうなりますか？

Q22 小規模保育所の卒園に伴い接続園に入所決定したが、「保育を必要とする事由に該当しなくなった」場合や「5月1日までに育児休業復帰できない」場合どうなりますか？

A. 「保育を必要とする事由」に該当しないため、決定された園に入所することはできません。
※3歳クラス以上の方には認定こども園（幼稚部）をご紹介します。

令和8年度 菊川市保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所一覧表

【留意事項】

- ※1 認定こども園（幼稚部）の申込期間は、各施設によって異なります。
- ※2 募集の有無に記載された※は募集定員があることを示すものであり、募集の有無に記載された斜線は、歳児の受入がないことを示すものです。
- ※4 延長保育事業は、保育認定を受けたこどもについて、やむを得ない理由により通常の利用日や利用時間を超えて、保育を実施する事業です。希望があっても施設によっては、保育士配置状況等により利用ができない場合があります。
- ※5 延長保育事業の利用方法や利用料金は施設によって異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

【保育園】

公私	園名	住所 (電話番号)	認定 区分	利用 定員	開所時間	基本時間	延長保育 実施時間	募集の有無（※募集定員あり・/定員枠なし）						
								期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	菊川保育園	潮海寺 41-2 (☎ 35-2562)	保育部	110	7:00-19:00	8:00-16:00	18:00-19:00	10/1~ 10/15	4	5	2	5	0	0
私立	横地保育園	東横地 1729 (☎ 36-3318)	保育部	120	7:00-19:00	8:00-16:00	7:00-8:00		6	6	0	3	2	0
私立	河城保育園	友田 15-3 (☎ 36-4667)	保育部	60	7:00-18:30	8:00-16:00	18:00-18:30		2	6	3	3	0	2
私立	ひかり保育園	下平川 2115-2 (☎ 73-2471)	保育部	90	7:00-19:00	8:00-16:00	7:00-8:00		2	6	1	7	0	0
公立	牧之原保育園	牧之原市 東萩間 1987-50 (☎0548-27-2223)	保育部	100	7:15-18:15	8:15-16:15	設定無		※	※	※	※	※	※

【小規模保育事業所】

公私	園名	住所 (電話番号)	認定 区分	利用 定員	開所時間	基本時間	延長保育 実施時間	募集の有無（※募集定員あり・/定員枠なし）						
								期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	おやまのこ	堀之内 64-1 (☎ 28-8155)	保育部	9	8:00-19:00	8:15-16:15	設定無	10/1~ 10/15	2	2	1	/	/	/
私立	あいキッズランド 菊川加茂園	加茂 1984-1 (☎ 29-7637)	保育部	18	7:30-18:30	8:30-16:30	設定無		2	4	0	/	/	/
私立	あいキッズランド カルガモ園	加茂 3013-1 (☎ 25-6275)	保育部	18	7:30-18:30	8:30-16:30	設定無		2	7	2	/	/	/
私立	なかうちだのぞみ 保育園	中内田 4744-1 (☎ 28-7870)	なかうちだのぞみ保育園は令和7年度末をもって閉園予定です。											

※小規模保育事業所は子ども・子育て支援新制度により新たな保育事業として位置付けられた施設で、0歳から2歳児までを対象とした、定員9人~18人までの小規模な保育事業所です。卒園後の3歳児からは、改めて次年度の新規入所申請を行っていただきます。

【認定こども園】

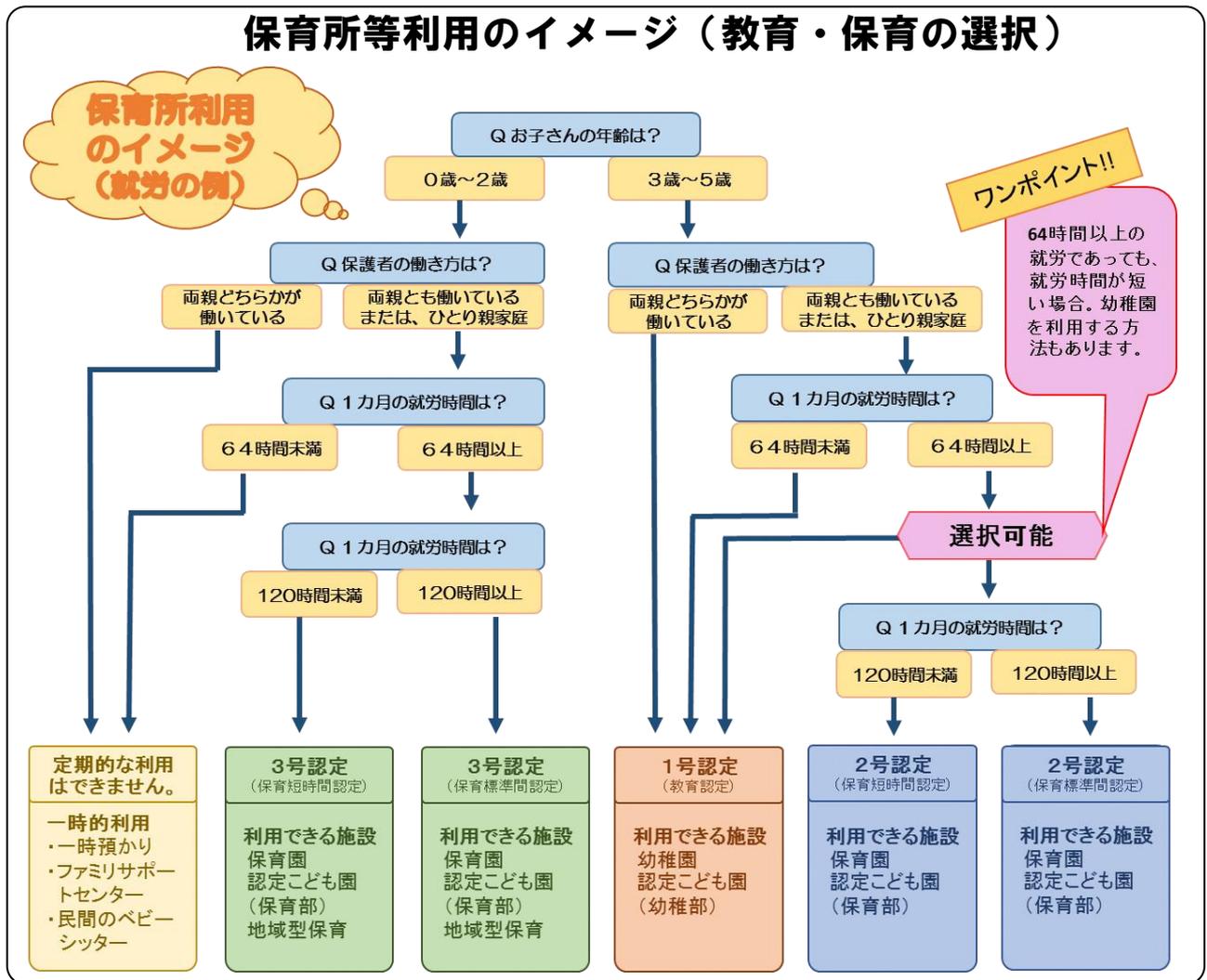
公私	園名	住所 (電話番号)	認定 区分	利用 定員	開所時間	基本時間	延長保育 実施時間	募集の有無（※募集定員あり・/定員枠なし）						
								期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	認定こども園 西方こども園	西方 1477-1 (☎ 36-4133)	幼稚部	9	7:30-19:00	8:30-13:30	13:30-16:30	9/1~9/30	/	/	☆	3	1	0
	保育部		110	8:15-16:15		7:30-8:00	10/1~10/15	7	5	1	5	2	2	
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	堀之内 69 (☎ 35-2504)	幼稚部	120	7:30-18:30	8:15-15:00	7:30-8:15 15:00-17:00	9/1~随時	/	/	☆	11	6	2
	保育部		20	8:15-16:15		設定無	10/1~10/15	/	5	2	3	0	0	
私立	認定こども園 愛育保育園	堀之内 69 (☎ 28-8311)	幼稚部	9	7:30-19:00	8:15-14:00	7:30-8:15 14:00-17:00	8/1~随時	/	/	☆	3	0	2
	保育部		100	8:15-16:15		7:30-8:00	10/1~10/15	7	4	0	2	0	1	
私立	認定こども園 菊川中央こども園	本所 27 (☎ 35-2493)	幼稚部	45	7:30-18:30	8:30-15:00	7:30-8:30 15:00-17:30	9/1~9/12	/	/	/	15	1	1
	保育部		90	8:00-16:00		設定無	10/1~10/15	/	10	14	1	0	0	
私立	認定こども園 双葉こども園	本所 2227-1 (☎ 36-5031)	幼稚部	15	7:00-19:00	8:00-14:00	7:00-8:00 14:00-17:00	9/2~9/20	/	/	/	5	2	1
	保育部		130	8:00-16:00		18:00-19:00	10/1~10/15	5	3	2	1	1	0	
私立	認定こども園 ひがしこども園	川上 1410-1 (☎ 73-5312)	幼稚部	10	7:30-18:30	8:00-14:00	設定無	随時	/	/	/	4	2	0
	保育部		119	8:00-16:00		設定無	10/1~10/15	6	6	6	0	0	0	
私立	認定こども園 みなみこども園	高橋 3691 (☎ 73-4360)	幼稚部	15	7:30-18:30	8:00-14:00	設定無	随時	/	/	☆	5	0	0
	保育部		103	8:00-16:00		設定無	10/1~10/15	4	7	2	2	0	0	
私立	おおぞら 認定こども園	下内田 832-1 (☎ 35-2323)	幼稚部	90	7:00-19:00	8:00-14:00	14:00-15:00	9/1~随時	/	/	/	15	5	4
	保育部		135	8:00-16:00		18:00-19:00	10/1~10/15	10	10	8	7	11	11	
公立	小笠北 認定こども園	嶺田 85 (☎ 73-2004)	幼稚部	53	7:00-19:00	8:00-14:00	14:00-17:00	10/1~10/15	/	/	/	13	6	10
	保育部		39	8:00-16:00		18:00-19:00	10/1~10/15	/	5	1	3	3	1	

- ・令和8年4月～6月の受入予定児童数です（令和7年8月時点）。
申込状況や園の職員配置などにより、人数が変動する場合があります。
- ・「☆」西方こども園、堀之内幼稚園、愛育保育園、みなみこども園の幼稚部2歳児は、満3歳となった児童を受け入れする「満3歳児事業」です。
詳しくは、直接各施設へお問い合わせください。

令和8年度の保育園・認定こども園・小規模事業の申込受付期間

入所希望月	申込開始日	申込締切日	結果送付日
令和8年4月～6月	令和7年10月1日（水）	令和7年10月15日（水）	令和8年1月中旬
令和8年4月～6月	令和7年10月16日（木）	令和8年1月9日（金）	令和8年2月中旬
令和8年7月	令和8年3月2日（月）	令和8年4月15日（水）	令和8年5月中旬
令和8年8月	令和8年4月16日（木）	令和8年5月15日（金）	令和8年6月中旬
令和8年9月	令和8年5月18日（月）	令和8年6月15日（月）	令和8年7月中旬
令和8年10月	令和8年6月16日（火）	令和8年7月15日（水）	令和8年8月中旬
令和8年11月	令和8年7月16日（木）	令和8年8月14日（金）	令和8年9月中旬
令和8年12月	令和8年8月17日（月）	令和8年9月15日（火）	令和8年10月中旬
令和9年1月	令和8年9月16日（水）	令和8年10月15日（木）	令和8年11月中旬
令和9年2月	令和8年10月16日（金）	令和8年11月13日（金）	令和8年12月中旬
令和9年3月	令和8年11月16日（月）	令和8年12月15日（火）	令和9年1月中旬

※不備等があり締切日を超えての申込となった場合、翌月以降の調整対象となります。



※「教育認定」施設の利用時間は概ね5時間（9時～14時）となります。

※「保育短時間認定」施設の利用時間は8時間が上限となります。

※「保育標準時間認定」施設の利用時間は11時間が上限となります。